

沖縄県令和5年台風第6号災害義援金 における受付窓口について

**令和5年7月31日から8月6日にかけて
沖縄地方に襲来した台風第6号によって、人的被害及び家屋の損壊、浸水など多大な被害が発生し、県内34市町村に災害救助法が発令されました。**

そこで岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）では令和5年11月30日（木）まで義援金の募集を行っておりますので皆さんのご理解とご協力をお願い致します！

※この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

【受付窓口】

★岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）

住所：岩内町字清住167番地

（岩内町老人福祉センター内）

電話：0135-62-3328

※受付は月～金曜日（祝日除く）
の8：45～17：15です。

